

平成 25 年毎月勤労統計調査地方調査結果概要

府調査統計課社会統計担当

はじめに

「毎月勤労統計調査」は、常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として、厚生労働省が都道府県を通じて毎月調査しているものです。

この調査の対象は、日本標準産業分類に基づく 16 大産業（建設業、製造業など）に属する、常用労働者を 5 人以上雇用する事業所で、京都府では、約 900 事業所について調査しています。

以下は、京都府における調査結果の概要ですが、数値は、5 人以上規模の全事業所を調査すれば得られる数値に対応するよう復元して算出した平成 25 年における 1 人当たりの 1 か月平均値です。なお、調査産業のうち事業所数が少ないものについては公表していません。

また、平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の一部改正に伴い、平成 22 年結果から改正後の産業で表章しています。平成 21 年以前と接続しない産業の指数は、算出できないため表中において「－」と表記していますが、増減率は指数から算出しています。

1 賃金の動き

一現金給与総額 6 年ぶりの増加－
（調査産業計）

現金給与総額は、調査産業計で 28 万 3195 円と、前年に比べ 1.4% 増となっています。また、実質賃金は 0.6% 増となっています。現金給与総額のうちきまって支給する給与は、調査産業計で 23 万 8170 円と前年に比べ 1.0% 増となっています。

(表 1、2)

表 1 賃金の動き（現金給与総額）

(指数：平成 22 年 = 100)

	名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年増減率(%)	指数	対前年増減率(%)
平成 19 年	108.1	0.2	107.3	0.4
20	107.6	△ 0.4	105.5	△ 1.7
21	102.3	△ 4.9	101.5	△ 3.8
22	100.0	△ 2.2	100.0	△ 1.5
23	96.4	△ 3.7	96.4	△ 3.6
24	95.3	△ 1.1	95.4	△ 1.0
25	96.6	1.4	96.0	0.6

注 実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数
(持ち家の帰属家賃を除く総合) × 100

〈産業別賃金〉

現金給与総額を産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が 51 万 7679 円と最も高く、次いで金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、情報通信業の順となり、最も低かったのは、宿泊業、飲食サービス業の 12 万 6539 円となっています。また、最高額と最低額の差は 39 万 1140 円となります。

前年と比べると、生活関連サービス業、娯楽業の 10.4% 増など 10 産業で増加し、電気・ガス・熱供給・水道業での 11.1% 減をはじめ、5 産業で減少しています。(表 2)

表 2 産業別賃金支給額

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与	
	実 額	対前年増減率	実 額	対前年増減率
調 査 産 業 計	283,195	1.4	238,170	1.0
建 設 業	353,990	1.1	312,748	0.1
製 造 業	369,461	1.2	301,248	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	517,679	△ 11.1	414,052	△ 5.6
情 報 通 信 業	385,889	△ 4.0	312,476	0.1
運 輸 業、郵 便 業	295,307	8.7	260,702	7.3
卸 売 業、小 売 業	217,956	3.5	190,679	3.0
金 融 業、保 険 業	446,269	3.8	331,129	△ 1.6
不動産業、物品賃貸業	330,911	8.1	264,775	1.2
学術研究、専門・技術サービス業	387,752	△ 8.6	327,981	△ 6.6
宿泊業、飲食サービス業	126,539	3.0	119,363	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	183,169	10.4	168,057	11.9
教育、学習支援業	334,919	△ 1.2	265,410	△ 2.6
医 療、福 祉	281,165	1.9	235,827	1.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	372,008	4.8	292,142	4.2
サービス業(他に分類されないもの)	269,683	△ 2.8	230,261	△ 2.3

〈男女別賃金〉

現金給与総額を男女別にみると、調査産業計で男 35 万 6895 円、女 19 万 4392 円となっています。

表 3 産業、性別賃金及び男女間格差

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		男女間格差 (男=100)		
	男	女	25 年	24 年	前年差
調 査 産 業 計	356,895	194,392	54.5	54.9	△ 0.4
建 設 業	377,983	231,883	61.3	58.5	2.8
製 造 業	436,735	210,659	48.2	48.9	△ 0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	542,466	302,859	55.8	58.5	△ 2.7
情 報 通 信 業	445,518	271,474	60.9	61.8	△ 0.9
運 輸 業、郵 便 業	313,796	183,271	58.4	57.1	1.4
卸 売 業、小 売 業	298,795	143,953	48.2	50.3	△ 2.2
金 融 業、保 険 業	585,603	321,239	54.9	54.3	0.6
不動産業、物品賃貸業	399,556	221,246	55.4	67.1	△ 11.8
学術研究、専門・技術サービス業	474,333	256,084	54.0	53.8	0.1
宿泊業、飲食サービス業	165,724	93,118	56.2	58.8	△ 2.6
生活関連サービス業、娯楽業	240,182	138,950	57.9	62.8	△ 4.9
教育、学習支援業	383,735	273,071	71.2	73.7	△ 2.5
医 療、福 祉	353,987	252,410	71.3	71.0	0.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	465,499	234,207	50.3	59.9	△ 9.6
サービス業(他に分類されないもの)	343,359	163,122	47.5	49.1	△ 1.6

また、男の賃金を100とした女の賃金の割合は、調査産業計で54.5となり、前年に比べ0.4ポイント格差が拡大しています。産業別には、医療、福祉が71.3と最も格差が小さく、次いで、教育、学習支援業71.2、建設業が61.3と続き、最も格差が大きい産業は、サービス業（他に分類されないもの）47.5となっています。（表3）

〈就業形態別賃金〉

就業形態別に現金給与総額をみると、調査産業計で一般労働者39万943円、パートタイム労働者9万3255円となっています。一般労働者を100としたパートタイム労働者の現金給与総額の割合は、23.9となっています。（表4）

表4 産業、就業形態別賃金及び格差

（単位：円、％）

産 業	現金給与総額		就業形態間格差（一般=100）		
	一般	パート	25年	24年	前年差
調 査 産 業 計	390,943	93,255	23.9	23.9	△ 0.1
建 設 業	365,110	108,889	29.8	32.9	△ 3.1
製 造 業	420,626	113,219	26.9	27.0	△ 0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	539,561	200,721	37.2	32.8	4.4
情 報 通 信 業	411,654	119,287	29.0	34.1	△ 5.1
運 輸 業、郵 便 業	342,643	112,871	32.9	32.9	0.0
卸 売 業、小 売 業	357,642	94,096	26.3	27.4	△ 1.1
金 融 業、保 険 業	490,150	150,937	30.8	30.6	0.2
不動産業、物品賃貸業	398,024	81,745	20.5	22.0	△ 1.5
学術研究、専門・技術サービス業	460,748	125,888	27.3	30.3	△ 3.0
宿泊業、飲食サービス業	293,354	73,436	25.0	25.7	△ 0.7
生活関連サービス業、娯楽業	323,480	86,311	26.7	27.9	△ 1.2
教 育、学 習 支 援 業	500,231	66,763	13.3	13.4	△ 0.1
医 療、福 祉 業	364,747	111,584	30.6	30.7	△ 0.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	447,657	90,107	20.1	24.9	△ 4.8
サービス業（他に分類されないもの）	337,282	102,637	30.4	29.8	0.6

2 労働時間の動き

ー総実労働時間 0.4%の増加ー

〈労働時間〉

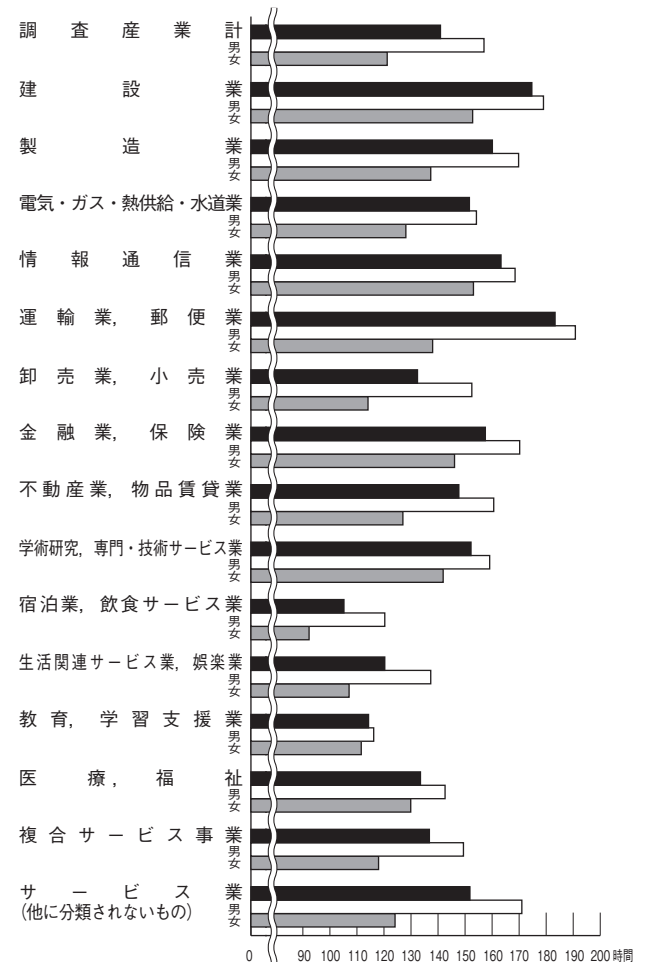
総実労働時間は、調査産業計で140.9時間と、前年に比べ0.4%増となっています。また、月間の時間数を年換算すると、総実労働時間は1690.8時間となっています。

産業別にみると、運輸業、郵便業が183.3時間と最も長く、宿泊業、飲食サービス業が105.2時間と最も短くなっています。

前年との比較では、生活関連サービス業、娯楽業3.4%、運輸業、郵便業3.2%など7産業で増加し、情報通信業は増減なく、複合サービス業4.4%減をはじめ7産業で減少しています。

また、総実労働時間のうち所定外労働時間は、調査産業計で11.7時間と、前年に比べ8.7%増となっています。産業別に前年比をみると、電気・ガス・熱供給・水道業、サービス業（他に分類されないもの）、医療、福祉を除く12産業で増加しています。（図1、表5）

図1 産業、性別総実労働時間



〈出勤日数〉

出勤日数は、調査産業計で18.2日と、前年に比べ0.1日減となっています。産業別にみると、建設業が21.3日と最も多く、教育、学習支援業が14.3日と最も少なくなっています。（表5）

表5 産業別実労働時間及び出勤日数

（単位：時間、％、日）

産 業	総実労働時間		所定外労働時間		出 勤 日 数	
		対前年 増減率		対前年 増減率		前年差
調 査 産 業 計	140.9	0.4	11.7	8.7	18.2	△ 0.1
建 設 業	174.7	△ 0.9	11.0	11.8	21.3	△ 0.6
製 造 業	160.1	0.6	14.8	9.8	19.4	△ 0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	151.6	△ 3.9	13.2	△ 14.9	19.0	△ 0.3
情 報 通 信 業	163.3	0.0	16.6	6.3	19.2	△ 0.3
運 輸 業、 郵 便 業	183.3	3.2	34.3	8.1	20.0	△ 0.4
卸 売 業、 小 売 業	132.4	2.1	7.4	11.0	18.4	0.2
金 融 業、 保 険 業	157.5	1.2	15.0	16.8	19.1	△ 0.1
不動産業、物品賃貸業	147.7	△ 2.1	9.3	2.8	18.8	△ 0.3
学術研究、専門・技術サービス業	152.2	△ 1.5	14.9	33.2	18.8	△ 0.6
宿泊業、飲食サービス業	105.2	1.7	6.1	22.0	15.7	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	120.3	3.4	6.7	28.3	17.6	0.4
教 育、 学 習 支 援 業	114.3	1.9	13.3	11.1	14.3	△ 0.3
医 療、 福 祉 業	133.5	△ 3.1	6.7	△ 2.0	17.8	△ 0.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業	136.8	△ 4.4	6.7	25.8	17.2	△ 1.4
サービス業(他に分類されないもの)	151.8	△ 0.3	12.6	△ 2.2	19.6	0.0

3 雇用の動き

ー常用労働者 0.4%の減少ー

〈常用労働者〉

常用労働者は、調査産業計で85万2932人と、前年に比べ0.4%の減となっています。産業別に前年と比べると、学術研究、専門・技術サービス業で2.8%増をはじめ5産業で増加し、宿泊業、飲食サービス業とサービス業（他に分類されないもの）の2産業は増減なく、複合サービス業の9.0%減をはじめ、8産業で減少しています。

産業別構成比は、卸売業、小売業が19.9%、次いで製造業18.1%、医療、福祉14.6%、宿泊業、飲食サービス業10.2%の順となり、この4産業で全体の6割以上を占めています。（表6）

〈パートタイム労働者〉

常用労働者のうちパートタイム労働者は、調査産業計で30万8832人と、パート労働者比率は36.2%となり、前年に比べ0.3ポイント減となっています。

パートタイム労働者比率を産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業が75.8%と最も高く、次いで生活関連サービス業、娯楽業59.2%、卸売業、小売業53.1%の順となり、最も低かったのは、建設業の4.3%となっています。

産業別構成比をみると、卸売業、小売業が29.1%と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業21.4%、医療、福祉13.4%、製造業8.3%の順となり、この4産業で全体の7割以上を占めています。

パートタイム労働者は増加傾向で推移しています。（図2、図3、表6）

図2 産業別 常用労働者の構成比

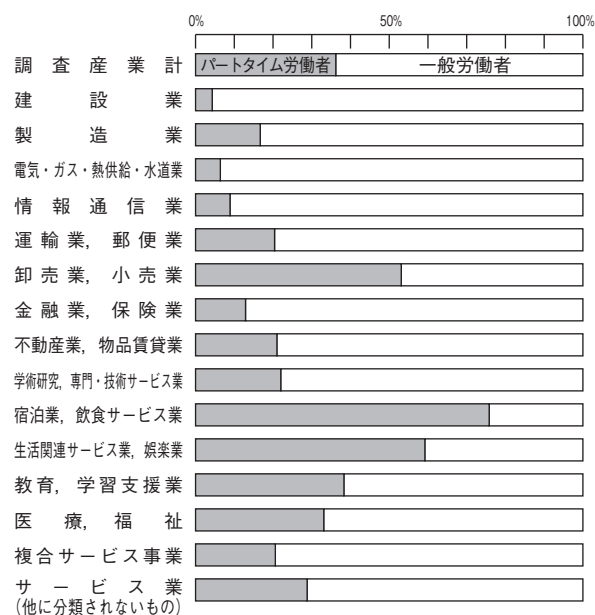


図3 パート比率と現金給与総額の推移

（調査産業計）

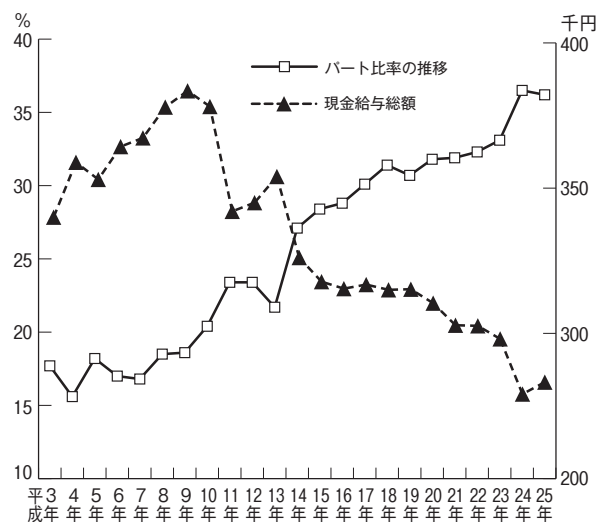


表6 産業別常用労働者及びパートタイム労働者の動き

（指数：平成22年＝100）（単位：人、%）

調査産業計	常用労働者				パートタイム労働者			
	労働者数	雇用指数	対前年増減率	構成比	労働者数	労働者比率	構成比	
調査産業計	852,932	101.0	△ 0.4	100.0	308,832	36.2	100.0	
建設業	27,980	92.3	△ 1.0	3.3	1,215	4.3	0.4	
製造業	154,137	99.8	△ 0.8	18.1	25,700	16.7	8.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	5,254	155.9	△ 0.4	0.6	338	6.4	0.1	
情報通信業	14,337	98.4	2.7	1.7	1,277	8.9	0.4	
運輸業、郵便業	50,687	93.5	△ 4.4	5.9	10,331	20.4	3.3	
卸売業、小売業	169,607	101.7	△ 2.4	19.9	89,964	53.1	29.1	
金融業、保険業	22,836	94.9	△ 1.1	2.7	2,953	12.9	1.0	
不動産業、物品賃貸業	10,630	91.7	△ 4.8	1.2	2,243	21.0	0.7	
学術研究、専門・技術サービス業	23,167	87.2	2.8	2.7	5,117	22.0	1.7	
宿泊業、飲食サービス業	87,175	102.0	0.0	10.2	66,083	75.8	21.4	
生活関連サービス業、娯楽業	32,217	100.4	2.7	3.8	19,058	59.2	6.2	
教育、学習支援業	65,482	99.6	1.7	7.7	25,048	38.3	8.1	
医療、福祉	124,829	111.0	2.7	14.6	41,270	33.1	13.4	
複合サービス事業	4,374	137.9	△ 9.0	0.5	908	20.6	0.3	
サービス業（他に分類されないもの）	60,171	96.1	0.0	7.1	17,329	28.8	5.6	

注 構成比は、四捨五入しているため、各産業の計が100とならない場合がある。

表7 産業、性別常用労働者の1人当たり平均月間現金給与額、出勤日数、労働時間及び月間常用労働者数

	現金給与総額			きまって支給する給与			
	総 数	男	女	総 数	うち所定内給与	男	女
TL 調 査 産 業 計	283,195	356,895	194,392	238,170	219,786	296,858	167,456
D 建 設 業	353,990	377,983	231,883	312,748	299,326	333,721	206,007
E 製 造 業	369,461	436,735	210,659	301,248	273,966	353,288	178,406
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	517,679	542,466	302,859	414,052	364,697	433,809	242,825
G 情 報 通 信 業	385,889	445,518	271,474	312,476	282,958	357,875	225,366
H 運 輸 業 , 郵 便 業	295,307	313,796	183,271	260,702	209,039	276,000	168,005
I 卸 売 業 , 小 売 業	217,956	298,795	143,953	190,679	182,056	256,734	130,211
J 金 融 業 , 保 険 業	446,269	585,603	321,239	331,129	301,279	421,027	250,460
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	330,911	399,556	221,246	264,775	247,268	311,516	190,103
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	387,752	474,333	256,084	327,981	306,127	391,638	231,174
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	126,539	165,724	93,118	119,363	109,330	154,625	89,287
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	183,169	240,182	138,950	168,057	159,559	214,707	131,875
O 教 育 , 学 習 支 援 業	334,919	383,735	273,071	265,410	261,398	302,079	218,953
P 医 療 , 福 祉	281,165	353,987	252,410	235,827	217,456	297,976	211,287
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	372,008	465,499	234,207	292,142	280,384	362,767	188,045
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	269,683	343,359	163,122	230,261	210,330	287,865	146,946
E09,10 食 料 品 ・ た ば こ	236,049	321,592	144,057	204,529	187,090	271,481	132,531
E11 織 維 工 業	294,666	362,479	224,623	261,871	253,806	323,817	197,889
E12 木 材 ・ 木 製 品	X	X	X	X	X	X	X
E13 家 具 ・ 装 備 品	312,106	334,389	231,963	273,089	249,174	295,504	192,469
E14 バ ル プ ・ 紙	360,540	413,678	181,567	296,225	261,828	336,467	160,688
E15 印 刷 ・ 同 関 連 業	358,816	407,820	205,793	296,447	259,522	333,588	180,470
E16,17 化 学 , 石 油 ・ 石 炭	448,646	476,485	368,738	337,476	320,575	364,984	258,519
E18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	294,280	383,299	147,739	264,845	235,481	342,395	137,184
E19 ゴ ム 製 品	X	X	X	X	X	X	X
E21 窯 業 ・ 土 石 製 品	372,681	412,492	204,997	323,012	293,433	357,198	179,020
E22 鉄 鋼 業	388,176	407,170	197,016	324,734	290,369	340,482	166,249
E23 非 鉄 金 属 製 造 業	303,565	337,850	182,386	264,962	238,451	292,039	169,259
E24 金 属 製 品 製 造 業	343,933	373,782	228,598	297,430	271,519	322,196	201,735
E25 は ん 用 機 械 器 具	376,616	396,198	245,591	318,101	288,055	334,778	206,515
E26 生 産 用 機 械 器 具	433,816	467,299	259,081	347,223	311,818	374,310	205,865
E27 業 務 用 機 械 器 具	435,390	494,000	261,883	336,018	312,852	379,921	206,048
E28 電 子 ・ デ バ イ ス	463,510	557,426	258,104	362,385	336,525	432,696	208,605
E29 電 気 機 械 器 具	408,620	489,761	210,246	318,606	294,738	377,468	174,700
E30 情 報 通 信 機 械 器 具	491,751	578,177	250,629	357,651	338,273	413,228	202,596
E31 輸 送 用 機 械 器 具	464,369	490,375	276,632	369,648	304,145	389,514	226,233
E32,20 そ の 他 の 製 造 業	354,305	451,571	205,338	281,591	248,540	352,929	172,333
I-1 卸 売 業	314,105	366,432	199,100	272,574	257,327	317,067	174,788
I-2 小 売 業	177,580	248,742	132,082	156,289	150,448	212,086	120,615
M75 宿 泊 業	194,540	239,787	142,652	177,985	154,408	217,526	132,641
MS M 一 括 分	103,481	134,905	79,264	99,485	94,044	128,451	77,162
P83 医 療 業	305,692	394,657	268,945	259,746	233,335	339,392	226,848
PS P 一 括 分	247,166	293,018	230,180	202,672	195,447	235,890	190,366
R91 職 業 紹 介 ・ 派 遣 業	200,308	256,834	168,522	190,631	173,332	241,398	162,083
R92 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス	208,133	276,066	117,444	185,100	164,535	240,861	110,661
RS R 一 括 分	421,761	457,271	303,954	334,898	314,472	363,399	240,344

この調査で使用している用語の定義

「現金給与総額」 賃金、給料、手当、賞与その他の名称を問わず労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の金額であり、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいう。

「きまって支給する給与」 労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、超過勤務手当等を含む。

(単位：円、日、時間)

特別に支払われた給与			出勤日数			総実労働時間		
総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
45,025	60,037	26,936	18.2	18.9	17.3	140.9	157.0	121.2
41,242	44,262	25,876	21.3	21.5	20.1	174.7	179.0	152.8
68,213	83,447	32,253	19.4	19.8	18.6	160.1	169.8	137.3
103,627	108,657	60,034	19.0	19.0	18.4	151.6	154.2	128.1
73,413	87,643	46,108	19.2	19.4	18.8	163.3	168.5	153.1
34,605	37,796	15,266	20.0	20.2	18.9	183.3	190.8	138.0
27,277	42,061	13,742	18.4	19.3	17.6	132.4	152.5	114.1
115,140	164,576	70,779	19.1	19.7	18.6	157.5	170.2	146.1
66,136	88,040	31,143	18.8	19.6	17.4	147.7	160.6	127.0
59,771	82,695	24,910	18.8	18.7	19.1	152.2	159.1	141.9
7,176	11,099	3,831	15.7	16.4	15.0	105.2	120.3	92.3
15,112	25,475	7,075	17.6	18.5	16.9	120.3	137.3	107.1
69,509	81,656	54,118	14.3	14.3	14.3	114.3	116.2	111.6
45,338	56,011	41,123	17.8	18.2	17.7	133.5	142.6	129.9
79,866	102,732	46,162	17.2	18.7	15.1	136.8	149.4	118.0
39,422	55,494	16,176	19.6	20.5	18.3	151.8	171.0	124.1
31,520	50,111	11,526	19.6	20.5	18.7	150.1	169.8	128.7
32,795	38,662	26,734	19.6	20.1	19.0	149.5	155.8	142.9
X	X	X	X	X	X	X	X	X
39,017	38,885	39,494	20.4	20.8	19.2	173.8	181.1	147.5
64,315	77,211	20,879	19.9	20.5	17.8	167.0	177.1	133.2
62,369	74,232	25,323	19.9	20.3	19.0	170.4	177.7	147.6
111,170	111,501	110,219	19.5	19.5	19.6	159.3	160.9	154.6
29,435	40,904	10,555	20.1	20.4	19.5	166.0	187.4	130.7
X	X	X	X	X	X	X	X	X
49,669	55,294	25,977	18.9	19.1	18.0	150.2	154.3	132.8
63,442	66,688	30,767	18.2	18.1	19.2	166.3	166.1	168.5
38,603	45,811	13,127	19.8	19.7	19.9	166.1	172.0	145.3
46,503	51,586	26,863	20.1	20.4	19.0	167.5	174.1	141.9
58,515	61,420	39,076	20.0	20.2	18.8	176.8	180.3	152.8
86,593	92,989	53,216	19.5	19.8	17.9	171.3	176.6	143.6
99,372	114,079	55,835	18.6	18.9	17.8	152.9	158.6	135.9
101,125	124,730	49,499	18.8	19.1	18.1	153.4	159.7	139.5
90,014	112,293	35,546	19.2	19.5	18.5	157.9	169.5	129.3
134,100	164,949	48,033	19.4	19.5	19.3	157.2	160.2	149.0
94,721	100,861	50,399	19.3	19.3	19.1	172.2	176.9	138.2
72,714	98,642	33,005	18.6	19.2	17.6	156.4	170.2	135.2
41,531	49,365	24,312	19.9	20.4	18.9	161.1	169.6	142.3
21,291	36,656	11,467	17.8	18.6	17.3	120.4	139.8	108.1
16,555	22,261	10,011	18.5	19.5	17.3	145.0	158.9	129.1
3,996	6,454	2,102	14.7	15.2	14.4	91.8	104.3	82.0
45,946	55,265	42,097	17.7	17.7	17.7	133.4	141.4	130.0
44,494	57,128	39,814	18.0	19.0	17.7	133.6	144.2	129.7
9,677	15,436	6,439	18.3	18.9	17.9	142.0	159.2	132.3
23,033	35,205	6,783	19.6	20.6	18.3	145.9	170.9	112.6
86,863	93,872	63,610	20.4	21.0	18.7	168.3	174.5	147.7

「特別に支払われた給与」 きまって支給する給与以外に支払われた給与のことで、夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される通勤手当、ベースアップの差額追給及び支給事由の発生が不確定なものの総額をいう。

「出勤日数」 労働者が実際に出勤した日数で1日のうち1時間でも出勤すれば1日出勤となる。

表7 産業、性別常用労働者の1人当たり平均月間現金給与額、出勤日数、労働時間及び月間常用労働者数

	所定内労働時間			所定外労働時間			常用労働者数		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
TL 調 査 産 業 計	129.2	140.6	115.3	11.7	16.4	5.9	852,932	466,047	386,883
D 建 設 業	163.7	166.6	148.9	11.0	12.4	3.9	27,980	23,399	4,581
E 製 造 業	145.3	151.1	131.6	14.8	18.7	5.7	154,137	108,240	45,898
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	138.4	140.3	121.7	13.2	13.9	6.4	5,254	4,709	544
G 情 報 通 信 業	146.7	150.2	139.8	16.6	18.3	13.3	14,337	9,420	4,917
H 運 輸 業 , 郵 便 業	149.0	153.6	121.0	34.3	37.2	17.0	50,687	43,587	7,100
I 卸 売 業 , 小 売 業	125.0	140.1	111.2	7.4	12.4	2.9	169,607	81,047	88,561
J 金 融 業 , 保 険 業	142.5	150.1	135.7	15.0	20.1	10.4	22,836	10,799	12,037
K 不 動 産 業 , 物 品 質 貸 業	138.4	147.9	123.1	9.3	12.7	3.9	10,630	6,552	4,077
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	137.3	141.0	131.8	14.9	18.1	10.1	23,167	13,965	9,201
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	99.1	111.2	88.8	6.1	9.1	3.5	87,175	40,170	47,006
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	113.6	131.0	100.1	6.7	6.3	7.0	32,217	14,085	18,133
O 教 育 , 学 習 支 援 業	101.0	102.2	99.3	13.3	14.0	12.3	65,482	36,589	28,893
P 医 療 , 福 祉	126.8	132.8	124.4	6.7	9.8	5.5	124,829	35,310	89,518
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	130.1	141.8	112.8	6.7	7.6	5.2	4,374	2,613	1,761
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	139.2	154.6	116.9	12.6	16.4	7.2	60,171	35,519	24,652
E09.10 食 料 品 ・ た ば こ	139.7	153.8	124.5	10.4	16.0	4.2	23,848	12,359	11,491
E11 織 維 工 業	144.7	149.8	139.4	4.8	6.0	3.5	12,750	6,484	6,267
E12 木 材 ・ 木 製 品	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E13 家 具 ・ 装 備 品	159.4	164.2	142.2	14.4	16.9	5.3	1,291	1,009	282
E14 パ ル プ ・ 紙	147.8	154.7	124.5	19.2	22.4	8.7	4,518	3,485	1,033
E15 印 刷 ・ 同 関 連 業	152.5	156.6	139.8	17.9	21.1	7.8	9,358	7,069	2,289
E16.17 化 学 , 石 油 ・ 石 炭	150.0	150.0	149.7	9.3	10.9	4.9	6,496	4,817	1,678
E18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	145.2	156.2	127.1	20.8	31.2	3.6	6,430	3,998	2,432
E19 ゴ ム 製 品	X	X	X	X	X	X	X	X	X
E21 窯 業 ・ 土 石 製 品	139.5	142.6	126.1	10.7	11.7	6.7	3,447	2,787	662
E22 鉄 銅 業	149.2	148.4	157.5	17.1	17.7	11.0	1,961	1,784	177
E23 非 鉄 金 属 製 造 業	152.2	155.3	141.2	13.9	16.7	4.1	1,548	1,205	343
E24 金 属 製 品 製 造 業	154.0	158.8	135.4	13.5	15.3	6.5	8,192	6,504	1,689
E25 は ん 用 機 械 器 具	156.7	159.1	140.7	20.1	21.2	12.1	5,152	4,478	676
E26 生 産 用 機 械 器 具	143.7	146.0	131.8	27.6	30.6	11.8	15,826	13,272	2,554
E27 業 務 用 機 械 器 具	142.5	146.8	129.9	10.4	11.8	6.0	10,991	8,218	2,775
E28 電 子 ・ デ バ イ ス	141.8	145.7	133.1	11.6	14.0	6.4	13,816	9,477	4,338
E29 電 気 機 械 器 具	143.2	150.9	124.2	14.7	18.6	5.1	9,527	6,764	2,763
E30 情 報 通 信 機 械 器 具	146.6	148.2	142.3	10.6	12.0	6.7	3,138	2,310	827
E31 輸 送 用 機 械 器 具	148.6	150.9	132.2	23.6	26.0	6.0	9,352	8,215	1,137
E32.20 そ の 他 の 製 造 業	140.5	149.0	127.5	15.9	21.2	7.7	6,009	3,635	2,374
I-1 卸 売 業	149.1	154.8	136.5	12.0	14.8	5.8	50,158	34,419	15,739
I-2 小 売 業	114.9	129.2	105.8	5.5	10.6	2.3	119,449	46,627	72,822
M75 宿 泊 業	134.3	145.1	122.0	10.7	13.8	7.1	22,088	11,802	10,286
MS M 一 括 分	87.2	97.1	79.5	4.6	7.2	2.5	65,087	28,367	36,720
P83 医 療 業	124.9	128.6	123.3	8.5	12.8	6.7	72,573	21,179	51,394
PS P 一 括 分	129.4	139.0	125.9	4.2	5.2	3.8	52,256	14,131	38,124
R91 職 業 紹 介 ・ 派 遣 業	131.2	141.7	125.2	10.8	17.5	7.1	10,909	3,924	6,984
R92 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス	131.8	151.8	105.1	14.1	19.1	7.5	31,556	17,999	13,558
RS R 一 括 分	157.2	162.0	141.3	11.1	12.5	6.4	17,706	13,597	4,110

「総実労働時間」 労働者が実際に労働した時間で、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計をいう。

「所定内労働時間」 就業規則等で定められた始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実労働時間のことをいう。

「所定外労働時間」 早出、残業、休日出勤等による実労働時間のことをいう。

(つづき)

(単位：時間、人)

パートタイム労働者数			増加常用労働者数			減少常用労働者数		
総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
308,832	100,019	208,813	19,698	9,956	9,741	19,952	10,204	9,749
1,215	573	642	505	474	31	540	476	64
25,700	5,790	19,910	1,990	1,201	789	1,856	1,168	688
338	220	118	44	36	7	44	38	6
1,277	303	974	274	145	129	236	130	106
10,331	6,712	3,619	891	700	191	1,385	963	422
89,964	25,636	64,328	4,373	2,238	2,135	4,554	2,350	2,203
2,953	171	2,782	409	206	203	420	214	206
2,243	924	1,319	182	124	57	228	123	105
5,117	1,864	3,253	499	294	204	390	251	139
66,083	25,000	41,083	3,894	1,917	1,977	3,966	1,866	2,100
19,058	5,812	13,246	711	317	394	742	306	435
25,048	13,202	11,846	1,855	1,043	812	1,818	1,037	781
41,270	8,556	32,714	2,292	572	1,720	2,147	585	1,562
908	194	714	124	50	74	144	48	96
17,329	5,063	12,266	1,656	639	1,017	1,482	647	834
10,432	2,561	7,871	454	215	240	408	189	218
1,939	499	1,440	114	47	67	176	68	108
X	X	X	X	X	X	X	X	X
78	45	33	8	6	2	7	7	—
742	222	520	41	38	3	40	34	6
905	210	695	210	105	105	136	88	48
338	104	234	82	54	28	78	52	27
2,310	542	1,768	95	52	43	89	53	36
X	X	X	X	X	X	X	X	X
369	89	280	15	11	5	20	14	6
139	75	64	13	11	2	17	14	3
279	38	241	16	4	12	22	12	10
739	229	510	124	104	21	115	105	10
326	177	149	54	37	18	28	23	4
1,181	363	818	108	71	37	95	78	17
1,257	197	1,060	110	80	30	94	66	27
1,165	39	1,126	124	79	45	155	108	47
1,419	91	1,328	106	63	43	86	44	42
274	12	262	17	11	6	36	24	13
509	147	362	157	131	26	157	130	27
1,229	124	1,105	141	84	57	94	57	37
10,408	4,440	5,968	993	661	332	1,050	808	242
79,555	21,196	58,359	3,380	1,577	1,803	3,504	1,542	1,962
11,810	4,402	7,408	953	392	561	944	381	563
54,274	20,598	33,676	2,941	1,525	1,416	3,023	1,485	1,537
24,023	5,732	18,291	1,341	291	1,050	1,142	303	839
17,246	2,824	14,422	951	281	670	1,005	282	723
3,312	780	2,532	700	201	498	711	209	501
12,568	3,651	8,917	812	351	461	617	326	291
1,450	633	817	144	87	57	154	111	42

「常用労働者」 期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われていた者のことをいう。また、理事・重役等法人の役員や事業主の家族である従業者であっても、常時事業所に勤務して毎月給与の支払いを受けている者は含む。

「パートタイム労働者」 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことをいう。

表 8 名目賃金（現金給与総額・きまって支給する給与）・総実労働時間・所定外労働時間・常用雇用の指数
5年間の推移

（平成 22 年 = 100）

区 分		調 査 産 業 計	建 設 業	製 造 業	電 気・ ガ ス・ 熱 供 給・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業、 郵 便 業	卸 売 業、 小 売 業	金 融 業、 保 険 業	不 動 産 業、 物 貨 業	学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ス	宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビス	生 活 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	教 育、 学 習 支 援	医 療、 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業（他に 分 類 さ れ な い も の）
現金給与総額	平成 21 年	102.3	86.0	97.7	104.5	97.0	102.5	93.8	97.1	－	－	－	－	110.4	111.0	106.7	－
	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23	96.4	93.8	101.1	102.9	96.6	98.3	97.6	98.5	108.7	102.2	95.7	88.9	98.7	90.6	95.7	91.4
	24	95.3	90.7	100.0	102.5	104.0	98.3	91.4	100.3	126.9	103.3	103.4	87.2	89.0	94.9	92.6	98.4
	25	96.6	91.7	101.2	91.1	99.8	106.9	94.6	104.1	137.2	94.4	106.5	96.3	87.9	96.7	97.0	95.6
きまって支給する給与	平成 21 年	102.9	92.5	99.1	104.5	99.0	101.9	95.0	101.9	－	－	－	－	109.2	110.5	106.4	－
	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23	96.6	96.6	100.8	102.9	97.5	97.4	96.6	101.5	106.3	100.9	96.2	90.2	98.0	91.9	98.6	93.4
	24	97.1	97.2	100.3	105.1	96.5	102.6	93.0	102.9	122.4	106.3	103.8	86.7	93.5	96.0	99.4	99.6
	25	98.1	97.3	101.1	99.2	96.6	110.1	95.8	101.3	123.9	99.3	106.7	97.0	91.1	97.2	103.6	97.3
総実労働時間	平成 21 年	99.3	105.1	97.3	101.6	105.3	100.6	95.6	100.9	－	－	－	－	103.6	97.9	98.3	－
	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23	99.6	102.8	98.7	100.5	110.5	99.4	97.5	100.4	105.3	99.8	101.3	91.3	100.5	102.5	103.2	97.0
	24	99.5	107.2	100.5	102.8	111.2	104.5	96.3	101.9	105.2	99.5	106.8	82.8	94.4	99.1	98.1	101.2
	25	99.9	106.2	101.1	98.8	111.2	107.8	98.3	103.1	103.0	98.0	108.6	85.6	96.2	96.0	93.8	100.9
所定外労働時間	平成 21 年	94.8	127.4	78.5	113.1	105.2	92.8	94.4	110.6	－	－	－	－	80.6	116.0	80.5	－
	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23	103.4	92.8	96.6	95.0	108.3	100.9	109.6	100.8	88.1	111.0	138.5	135.9	116.6	90.2	103.5	110.5
	24	114.1	126.1	100.2	92.6	144.4	136.2	113.5	107.8	137.3	111.7	156.5	163.0	124.5	92.2	118.2	118.7
	25	124.0	141.0	110.0	78.8	153.5	147.2	126.0	125.9	141.2	148.8	190.9	209.1	138.3	90.4	148.7	116.1
常用雇用	平成 21 年	100.7	103.9	102.0	99.9	101.5	103.0	104.9	101.8	－	－	－	－	101.4	97.8	105.4	－
	22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23	100.1	95.7	100.8	102.2	98.3	98.1	100.6	97.3	97.6	98.3	102.6	100.6	97.2	102.7	100.6	98.5
	24	101.4	93.2	100.6	156.5	95.8	97.8	104.2	96.0	96.3	84.8	102.0	97.8	97.9	108.1	151.5	96.1
	25	101.0	92.3	99.8	155.9	98.4	93.5	101.7	94.9	91.7	87.2	102.0	100.4	99.6	111.0	137.9	96.1

※ 平成 21 年以前と接続しない産業の指数は、算出ができないため、表中において「－」と表記している。